

平成29年度 消費者政策の実施の状況

平成29年度 消費者事故等に関する情報の集約
及び分析の取りまとめ結果の報告

〔 概 要 〕

第1部 消費者問題の動向と消費者意識・行動
第2章 特集 子どもの事故防止に向けて
(19～37頁抜粋)

消 費 者 庁

目 次

第1部 消費者問題の動向と消費者意識・行動

第1章 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果等

- 第1節 消費者庁に通知された消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果
- 第2節 消費者庁に集約された生命・身体に関する事故情報等
- 第3節 消費生活相談の概況
- 第4節 最近注目される消費者問題
- 第5節 消費者被害・トラブルの経験と被害・トラブル額の推計
- 第6節 消費者を取り巻く環境変化の動向

第2章 **特集** 子どもの事故防止に向けて

- 第1節 子どもの事故を社会全体で防ぐ
- 第2節 子どもの事故状況
- 第3節 子どもの事故防止に関する意識・行動
- 第4節 子どもの事故防止に向けた取組
- 第5節 子どもを安全な環境で育てるために

→19～37頁

第2部 消費者政策の実施の状況

第1章 消費者庁における主な消費者政策

- 第1節 消費者の安全・安心暮らし戦略
- 第2節 消費者の安全の確保
- 第3節 表示の充実と信頼の確保
- 第4節 適正な取引の実現
- 第5節 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
- 第6節 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
- 第7節 国や地方の消費者行政の体制整備

第2章 消費者政策の実施の状況の詳細

- 第1節 消費者の安全の確保
- 第2節 表示の充実と信頼の確保
- 第3節 適正な取引の実現
- 第4節 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
- 第5節 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
- 第6節 国や地方の消費者行政の体制整備

資料編 消費者安全法に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析、消費者庁の措置等（略）

- ・本資料におけるP I O - N E Tに登録された消費生活相談情報は2018年3月31日時点。
- ・P I O - N E Tに登録された消費生活相談情報は消費生活センター等での相談受付から登録まで一定の時間を要するため、相談件数は今後若干増加する可能性がある。
- ・意識調査におけるM. T. は、回答数の合計を回答者数（N）で割った比率のこと。複数回答ができる質問の場合は、通常その値は100%を超える。

第1部第2章 特集 子どもの事故防止に向けて
第1節 子どもの事故を社会全体で防ぐ

「不慮の事故」は子どもの死因上位4位以内

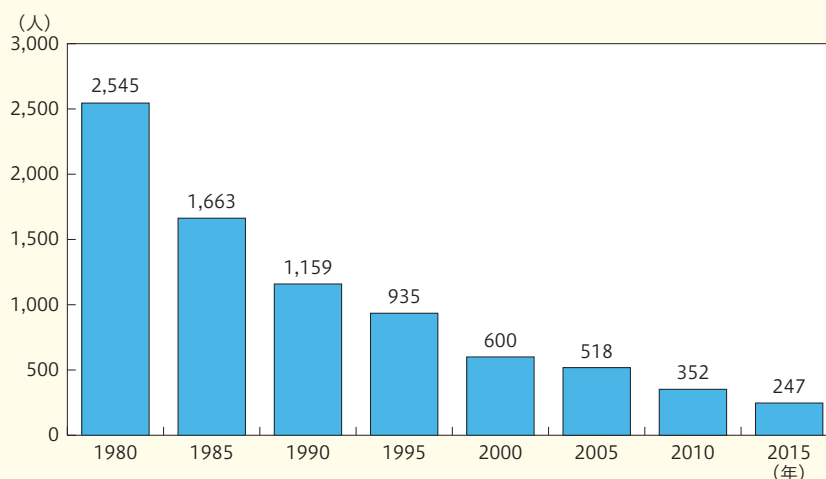
- ・ 2016年には、「不慮の事故」により、14歳以下の子ども292人の命が失われている。
- ・ 子どもの「不慮の事故(交通事故、自然災害を除く)」による死亡数は長期的には大幅に減少し、1980年から2015年の35年間で10分の1以下に。

図表I-2-1-1 2016年の子どもの死因上位5位

	1位	2位	3位	4位	5位
0歳 (1,928人)	先天奇形、変形 及び染色体異常 (663人、34.4%)	周産期に特異的 な呼吸障害等 (282人、14.6%)	乳幼児突然死症 候群 (109人、5.7%)	不慮の事故 (73人、3.8%)	胎児及び新生児 の出血性障害等 (67人、3.5%)
1～4歳 (690人)	先天奇形、変形 及び染色体異常 (150人、21.7%)	不慮の事故 (85人、12.3%)	悪性新生物 (59人、8.6%)	心疾患 (40人、5.8%)	肺炎 (35人、5.1%)
5～9歳 (391人)	悪性新生物 (84人、21.5%)	不慮の事故 (68人、17.4%)	先天奇形、変形 及び染色体異常 (32人、8.2%)	肺炎 (19人、4.9%)	心疾患 (16人、4.1%)
10～14歳 (440人)	悪性新生物 (95人、21.6%)	自殺 (71人、16.1%)	不慮の事故 (66人、15.0%)	先天奇形、変形 及び染色体異常 (27人、6.1%)	心疾患 (19人、4.3%)

(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」(2016年)の「性・年齢別にみた死因順位(死亡数、死亡率(人口10万対)、割合(%))」により作成。
2. 0歳は「乳児死因順位に用いる分類項目」、それ以外は「死因順位に用いる分類項目」に基づく。
3. 「心疾患」は心疾患(高血圧性を除く)、「周産期に特異的な呼吸障害等」は周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害、「胎児及び新生児の出血性障害等」は胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害の省略。

図表I-2-1-2 子どもの「不慮の事故(交通事故、自然災害を除く)」による死亡数の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」により作成。
2. 「不慮の事故」(1990年以前は「不慮の事故及び有害作用」)から「交通事故」、「自然の力への曝露」(1990年以前は「天災」)を除いたもの。

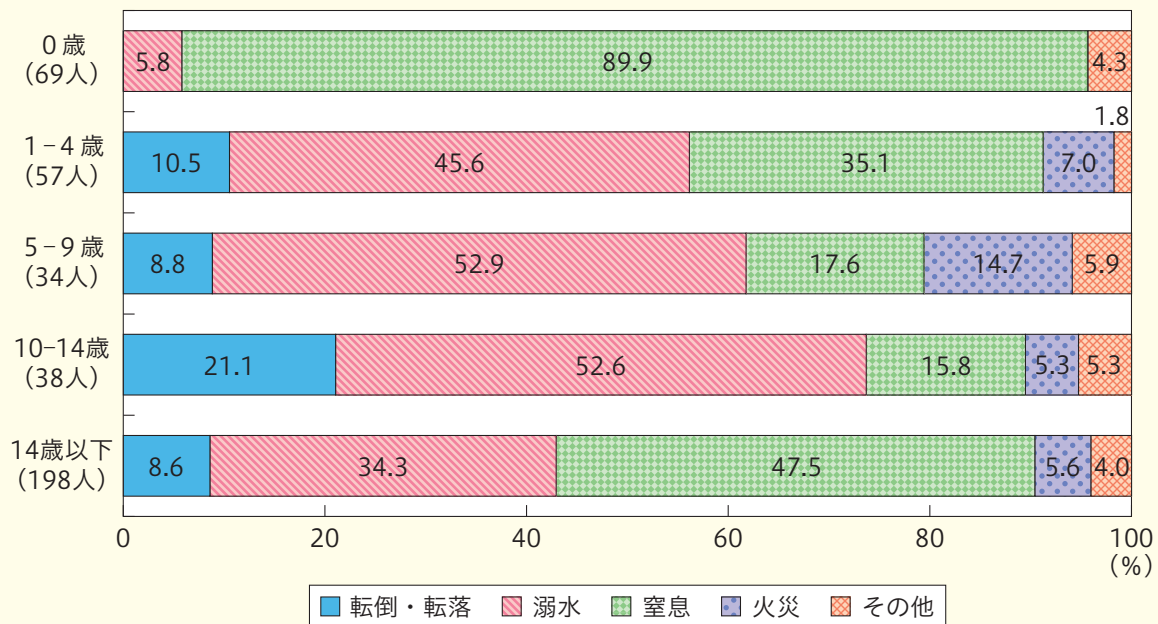
第1部第2章第1節 子どもの事故を社会全体で防ぐ

死因内訳は、0歳では「窒息」が約9割、 1歳以上は「溺水」が約半数

- ・ 子どもの「不慮の事故(交通事故、自然災害を除く)」の死因内訳をみると、「0歳」では、「窒息」が約9割を占めている。
- ・ 「溺水」は、「1-4歳」で45.6%、「5-9歳」で52.9%、「10-14歳」で52.6%であり、1歳以上では約半数を占めている。

図表I-2-1-4

子どもの「不慮の事故(交通事故、自然災害を除く)」による年齢層別の死因内訳(2016年)



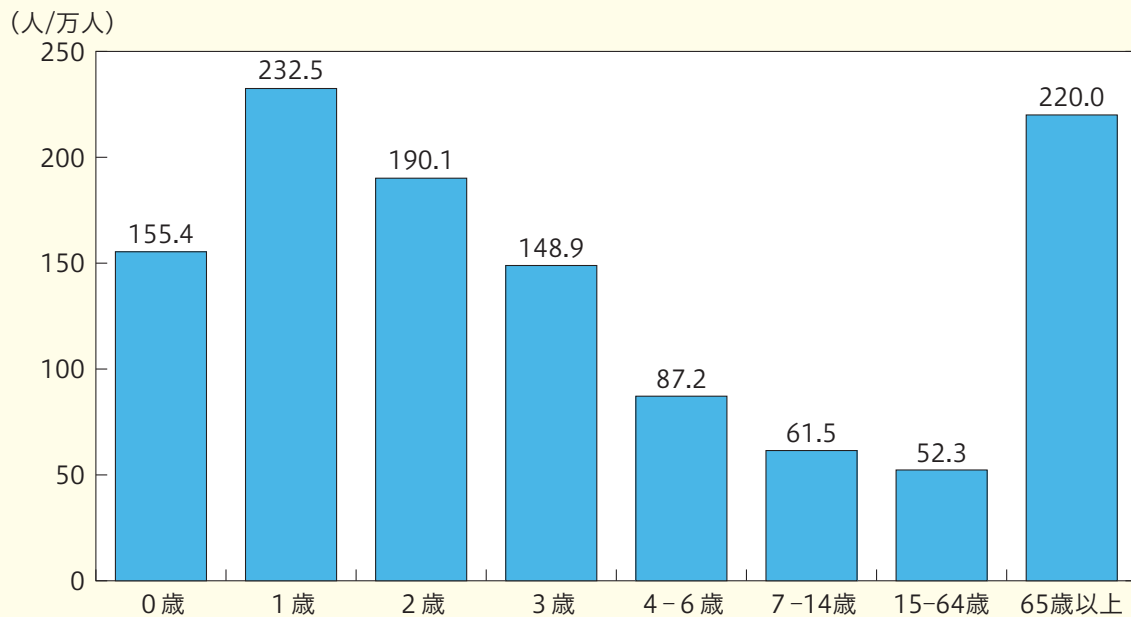
- (備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」(2016年)により作成。
 2. 「交通事故」、「自然の力への曝露」を除いて集計。
 3. 「溺水」は「不慮の溺死及び溺水」、「窒息」は「その他の不慮の窒息」、「火災」は「煙、火及び火災への曝露」の略。
 4. 「その他」には、「生物によらない機械的な力への曝露」、「生物による機械的な力」、「電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露」、「熱及び高温物質との接触」、「有毒動植物との接触」、「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露」、「無理ながんばり、旅行及び欠乏状態」、「その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露」が含まれる。
 5. 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

第1部第2章第2節 子どもの事故状況

1歳が日常生活の事故で最も救急搬送されている

- ・ 東京消防庁の管内では、日常生活事故による人口当たり救急搬送人員数は、子どもと高齢者が多い。
- ・ 中でも、「1歳」が232.5人/万人で最も多い。

図表I-2-2-2 日常生活事故による人口当たり救急搬送人員数（東京消防庁の管内）

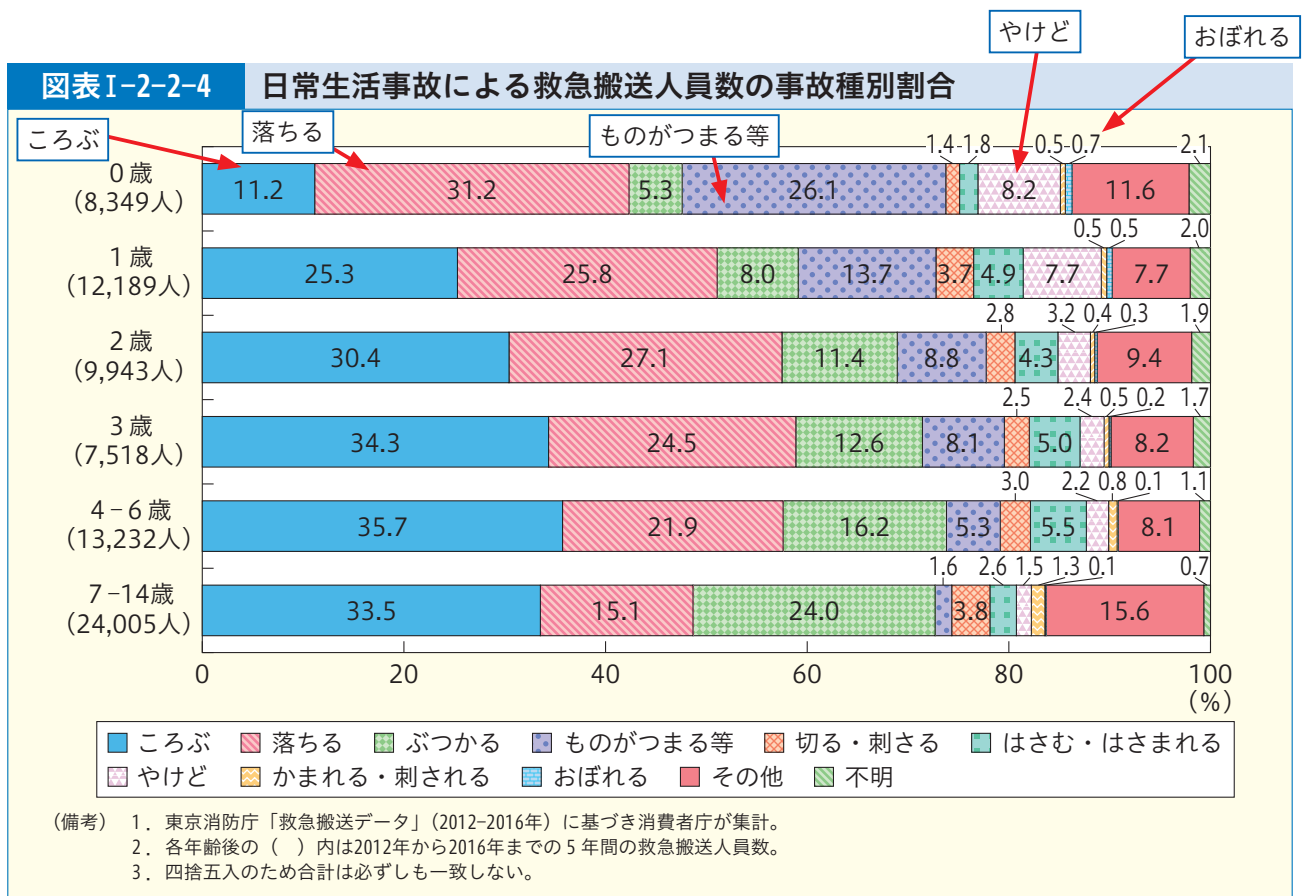


(備考) 1. 東京消防庁「救急搬送データ」(2012-2016年)に基づき消費者庁が集計。
2. 総務省「国勢調査」(2015年)の人口(東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域)を2012年から2016年までの平均人口として人口当たりの救急搬送人員数を算出した。

第1部第2章第2節 子どもの事故状況

事故種別では、「ころぶ」と「落ちる」の割合が大きい

- ・ 子どもの日常生活事故による救急搬送人員数を事故種別にみると、各年齢を通じて「ころぶ」と「落ちる」の割合が高い。
- ・ 「0歳」では、人やベッドから「落ちる」(31.2%)に続き、「ものがつまる等」が26.1%で2番目に多い。



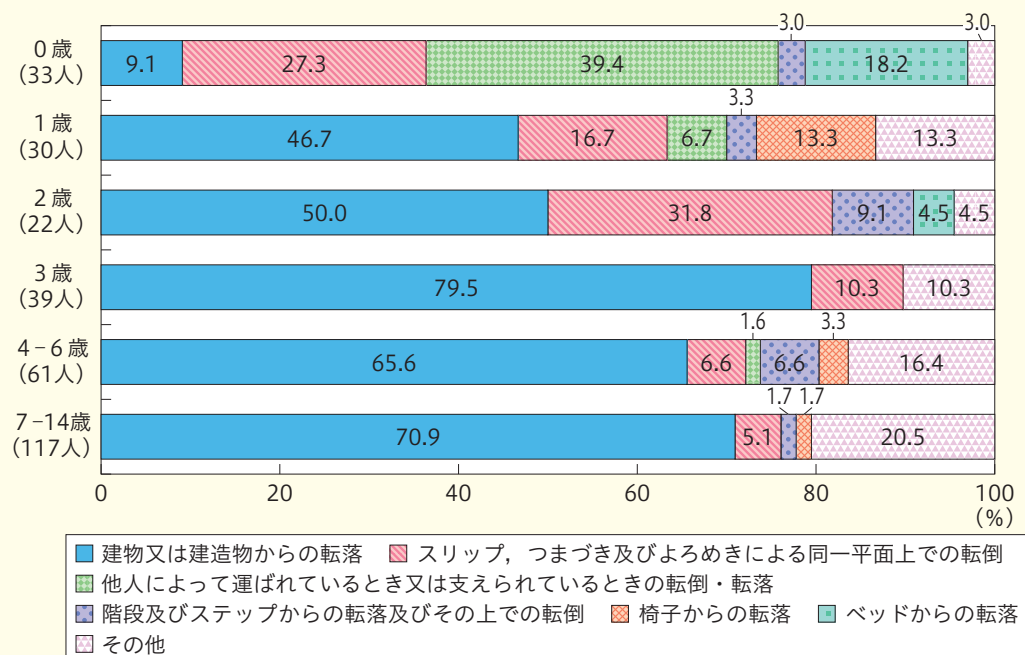
第1部第2章第2節 子どもの事故状況

0歳では人やベッドからの転落、 年齢が高くなると建物からの転落が死因

- ・「転倒・転落」の死因内訳は、「0歳」では、人からの転落や同一平面上での転倒が多い。ベッドからの転落も18.2%。
- ・3歳以上は、建物又は建造物からの転落が6割以上。



図表I-2-2-9 「転倒・転落」の年齢別死因内訳



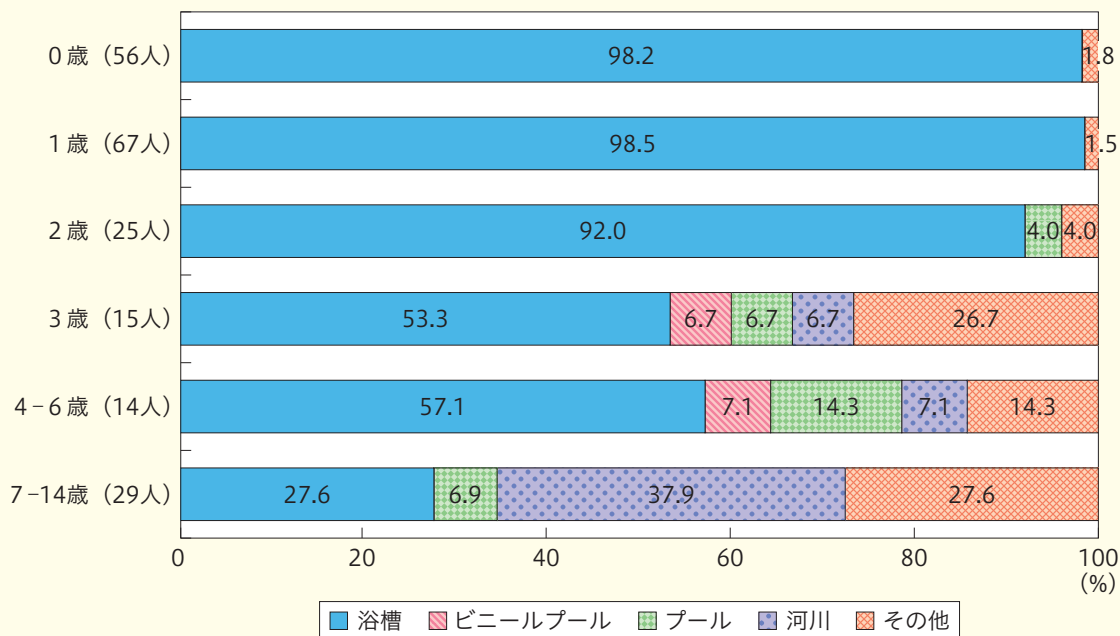
- (備考)
1. 厚生労働省「人口動態調査」(2007-2016年)により作成。
 2. 各年齢後の()内は2007年から2016年までの10年間の死亡数。
 3. 「その他」には、「その他の転落」、「アイススケート、スキー、ローラースケート又はスケートボードによる転倒」、「がけからの転落」、「溺死又は溺水以外の損傷を生じた水中への潜水又は飛び込み」、「運動場設備からの転落」、「他人との衝突又は他人に押されることによる同一平面上でのその他の転倒」、「その他の家具からの転落」が含まれる。
 4. 厚生労働省の人口動態調査の調査票情報を利用し再集計しており、公表数値とは一致しない場合がある。
 5. 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

第1部第2章第2節 子どもの事故状況

浴槽でおぼれる事故が多い

- ・ 救急搬送データによると、「おぼれる」事故のうち、0歳から2歳までの各年齢とも、9割以上が「浴槽」で発生。
- ・ 3歳以上では「河川」での事故が増え、「7-14歳」では37.9%を占める。

図表I-2-2-11 「おぼれる」の年齢別関連器物

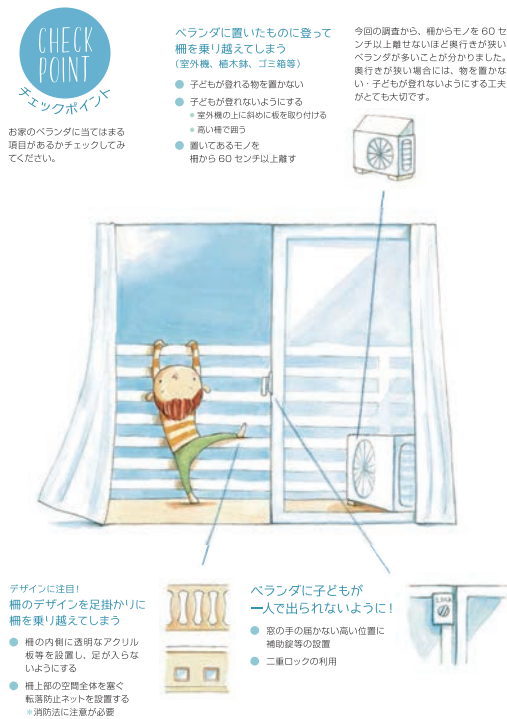


(備考) 1. 東京消防庁「救急搬送データ」(2012-2016年)に基づき消費者庁が集計。
 2. 各年齢後の()内は2012年から2016年までの5年間の救急搬送人員数。
 3. 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

第1部第2章第2節 子どもの事故状況

子どもの事故が起こる様子についての啓発

【図表】ベランダ1000プロジェクト
(NPO法人セーフキッズジャパン)



本研究は、日本科学会協会の菅川科学研究助成による助成を受けたものです。

【図表】教えて！ドクタープロジェクト
「子どもは静かに溺れます！」
(佐久医師会、佐久市)



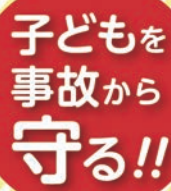
【図表】大人用ベッドからの転落事故のイメージ画像



寝返り等をして、ベッドの端から転落。

(備考) 写真提供：国民生活センター

転落し、頭部や身体に受傷。



アブナイカモ

子どもを事故から守るアブジェフ・インボム・キョウクワター アブナイ

子どもの周囲の大人たちが、子どもの身の回りの環境にちょっとした注意を払い、対策を立てることで、防げる事故があります。明るく楽しい子育てと、毎日の生活のために、子どもを事故から守る正しい知識を身に付けるお手伝いとなれば幸いです。



未就学児に予期せず起こりやすい事故と
その予防法、対処法のポイントをまとめたもの。
消費者庁ウェブサイトからのダウンロードが可能。

4ページ以降は、各事故について、発生しやすい年齢を右記のマークで記載しています。

4ページ以降に起こりやすい事故の注意ポイントを紹介していますので、ご覧いただき事故の予防につなげていきましょう。

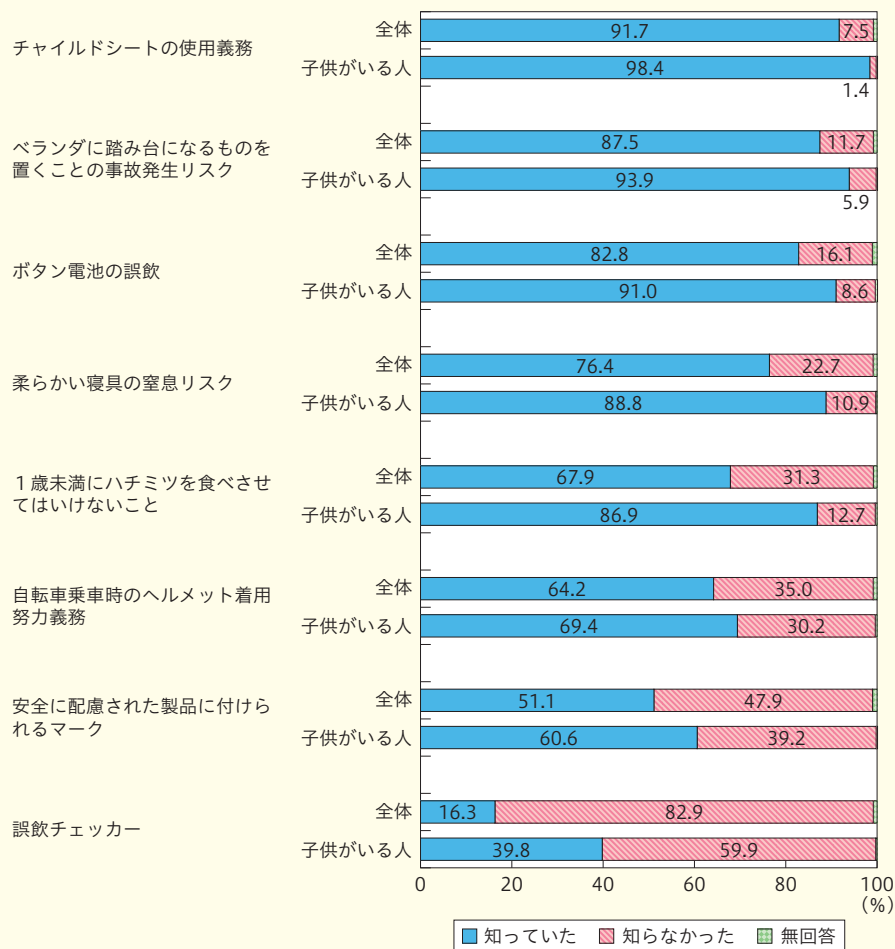
発達の手順	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
発達の手順	首すわり	足もバタバタさせる	口の中に物を入れる	座る	見えた物に手を出す	寝返りをうつ	ハイハイをする	つかまり立ちをする	物をつかむ	
意識・誤飲事故	就寝時の窒息事故 うつぶせで寝て、顔がやわらかい寝具に埋もれる 掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、よだれかけで窒息						ベッドと壁の隙間などに挟まれる 家族の身体の一部で圧迫される ミルクの吐き戻しによる窒息			
							ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息			
							食事中に食べ物で窒息 おもちゃなど小さな物で窒息			
							ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲	医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲	たばこ、お酒などの誤飲	
水まわりの事故							浴槽へ転落し溺れる 洗濯機、バケツや洗面器などによる事故			
							入浴時に大人が目を見失って、溺れる			
								ビニールプールやプールなどの事故		
								海や川での事故	ため池、排水溝、浄化槽での事故	
事故							お茶、味噌汁、カップ麺などのやけど 電気ケトル、ポット、炊飯器などのやけど	暖房器具や加湿器などのやけど 調理器具やアイロンなどのやけど		
									ライターやマッチでの火遊び	
転落・転倒事故							大人用ベッドからの転落 ベビーベッドやおむつ替え時の台からの転落			
							椅子やソファからの転落			
							階段からの転落、段差での転倒			
								ベランダなどからの転落	窓や出窓からの転落	
							抱っこひも使用時の転落			
							ベビーカーからの転落			
								ショッピングカートからの転落		
								道具（すべり台、ジャングルジム、ブランコなど）からの転落 ペダルなし二輪道具、キックスクーター等での転倒		
自転車・自動車関連の事故							チャイルドシート未使用による事故			
							車のドアやパワーウィンドに挟まれる事故			
							車内での熱中症			
								子どもも乗る自転車での転倒		
								道路などでの事故		
									自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれる、スポーク外傷	
挟む・切る・その他の事故							テーブルなどの家具で打撲			
							キッチン付近で包丁、ナイフ カミソリ、カッター、はさみ 小さな物を耳や鼻に入れる	でけが などの刃物やおもちゃでのけが		
								ドアや窓で手や指を挟む タンスなどの家具を倒して下敷きになる 歯磨き中に歯ブラシでの喉突きなどの事故		
							エスカレーター、エレベーターでの事故			
								機械式立体駐車場で挟まれる事故		
								ドラム式洗濯機での事故		

第1部第2章第3節 子どもの事故防止に関する意識・行動

子育てをしている人の方が事故防止の知識がある

- ・「チャイルドシートの使用義務」の認知度は9割。
- ・子どもがいる人は、全体に比べ全項目で認知度が高い。
- ・特に「1歳未満にハチミツを食べさせてはいけないこと」及び「誤飲チェッカー」で、全体と子どもがいる人との認知度の差が大きい。一方、子どもがいる人でも、前者では1割以上、後者では約6割が「知らない」と回答。

図表I-2-3-1 子どもの事故防止についての知識



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2017年度)により作成。各項目は調査票の項目名を省略している。
 2. 「あなたは、日常生活における子供の事故防止について、以下のようなことを知っていますか。当てはまるものを1つずつお選びください。」との問に対する回答。
 3. 「子供がいる人」とは、最年少の同居者が14歳以下で、子供と同居し、かつ、孫と同居していない人。

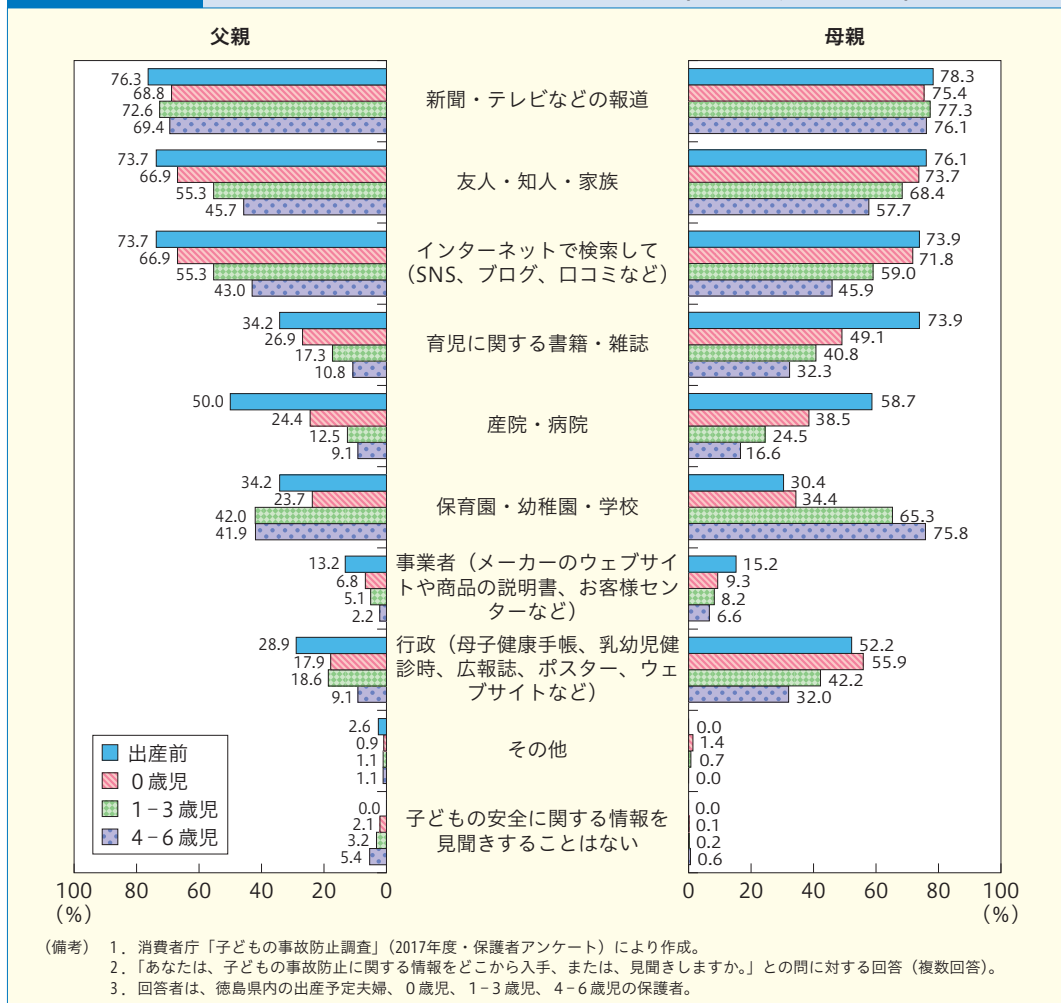
第1部第2章第3節 子どもの事故防止に関する意識・行動

母親は父親と比べ、「保育園・幼稚園・学校」、「行政」から事故防止に関する情報を入手

- ・ 子どもの事故防止に関する情報源を0～6歳の子どもがいる保護者に聞いたところ、全体では「新聞・テレビなどの報道」の回答割合が高い。
- ・ 父親には、「保育園・幼稚園・学校」、「行政」からの情報が届く機会が母親に比べて少ないことがうかがわれる。
- ・ 事故防止に関する知識は、全体的に父親よりも母親の認知度が高い。

【徳島県内での調査結果から】

図表I-2-3-8 子どもの事故防止に関する情報の入手先（0～6歳児の保護者）



消費者事故調の調査により、気道閉塞のメカニズムが明らかに

- ・ 消費者庁消費者安全調査委員会(消費者事故調)では、子どもの身体的特徴や行動特性に着目し、科学的かつ客観的な調査を実施。
- ・ 調査で得られた知見の例

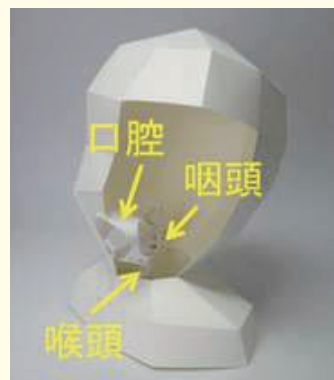
「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(2017年11月報告書公表)

- ・ 乳幼児には、咽頭の大きさが最大開口量と比べて小さい等の身体的特徴があること
- ・ 大きさや形状からは喉の閉塞が発生するとは考えにくい玩具であっても、唾液などと入り混じって、窒息に至る可能性があること 等

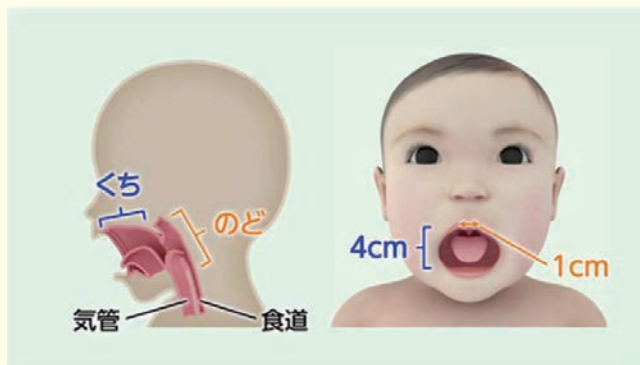
図表Ⅱ-1-2-6 啓発用の資料(動画、ペーパークラフト)



(a) 啓発動画タイトル



(c) ペーパークラフト全体像



(b) 乳幼児の口・のどの大きさ(啓発動画から抜粋)



(d) 口腔、咽頭、喉頭部分

第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

消費生活用製品安全法における規制の強化

- 子どもの事故の発生を受けて、消費生活用製品安全法の規定に基づく規制対象品目の追加や運用の改正を行った。

- 例
- ・ 使い捨てライターを使用した子どもの火遊びの事故が多発していたことから、2010年に規制対象品目に追加(2011年9月完全施行)。
 - ・ 乳児用ベッドについて、寝返りやつかまり立ちをして柵を乗り越えることにより転落する事故等が発生したことから、安全基準の運用を見直し、表示が義務付けられている使用上の注意事項を追加(2014年4月施行)。
 - ・ 使用後は前枠を所定の位置に戻さなければ危険である旨、つかまり立ちができるようになる時期(おおむね生後5か月以上)の目安等を記載
 - ・ 使用者が認識しやすいよう図表示を貼付 等

図表I-2-4-9 安全に配慮した製品であることを示すマーク表示

マーク		対象製品	概要
法定 特定製品	〈PSCマーク〉		
	特別特定製品	乳児用ベッド 携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	消費生活用製品安全法の規定に基づき表示が義務付けられたマーク。 対象製品は、国の定めた安全基準に適合した旨のPSCマークがなければ販売できない。製造又は輸入業者は国の安全基準に適合しているか自己確認が義務付けられている。[特別特定製品]は更に第三者機関の検査が義務付けられている。
	PSC	登山用ロープ	
		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	
		乗車用ヘルメット	
		石油給湯機	
		石油ふろがま	
		石油ストーブ	

図表I-2-4-3 乳児用ベッドの使用上の注意事項（図表示・例）



第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

JIS規格の制定等による製品の安全性の確保

- ・ 事業者が、製品の品質や性能・安全性等を定める規格に沿って製品を製造することで、消費者は、一定の安全性が確保された商品を手に入れることができる。
- ・ 任意規格のうち、JISは、工業標準化法に基づき制定される国家規格。
- ・ 子どもの事故の発生を受けて、新たなJIS規格の制定が行われた。

例〔子ども服のひも・フード〕

子ども服のひもやフードが遊具等に引っ掛かる「ヒヤリハット」が多かったことから、2015年12月にJISL4129(よいふく)を制定。

図表I-2-4-9 安全に配慮した製品であることを示すマーク表示

マーク	対象製品	概要
〈JISマーク〉 	日用品、電気用品、家具類、建築資材等	日本工業規格（JIS）に適合する製品が表示することができるマーク。 JISに該当する商品を製造する事業者等は、登録認証機関から認証を受けた後、JISマークを商品などに表示することができる。

図表I-2-4-4 JIS L4129（具体的事例）

ひもの要求事項（具体的事例）

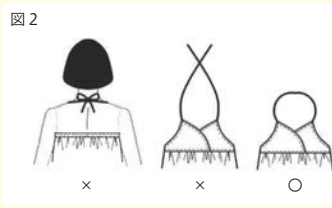
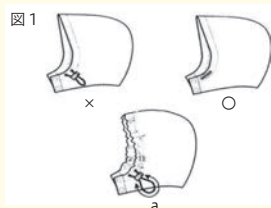
★頭部及びけい部の範囲：

- 年少の子供用衣料： ひもが付いた衣料をデザイン、製造又は供給してはならない。
- 年長の子供用衣料： 引きひもは自由端があってはならない。衣料の開口部が最大の場合、突き出たループがあってはならない。ループの円周は150mmを超えてはならない（図1参照）。
- 年少及び年長の子供用衣料： ホルターネックひもは、頭部及びけい部の範囲に自由端がないようにしなければならない（図2参照）。

★背面の範囲：

- 年少及び年長の子供用衣料： 衣料の後部から出す又は後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひもがあってはならない（図3参照）。

○印：許容できる事例 ×印：許容できない事例



（出典）経済産業省「子ども用衣料（ひもの安全基準）のJIS案を公表します。～子ども服メーカー・消費者等、関係者へのJIS普及・周知に向けて～」(2014年6月24日公表)

第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

自主基準の制定とマークの表示等、事業者団体の取組

- ・ 事業者団体等が、製品の安全に関する任意の基準を定めている。基準に適合した製品には、事業者がマークを表示することができる。
- ・ 子どもの安全に配慮された製品を広く社会に伝え、消費者に安全な製品を選択してもらうための取組も行われている。

例 NPO法人キッズデザイン協議会による「キッズデザイン賞」

図表I-2-4-9 安全に配慮した製品であることを示すマーク表示

	マーク	対象製品	概要
任意	〈Sマーク〉 	電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の対象製品のほか、あらゆる電気製品	電気用品安全法を補完する民間の第三者認証制度（Sマーク認証制度）により、「Sマーク認証基準」に適合した製品に表示されるマーク。 Sマーク認証機関が、電気用品安全法の規制対象品目については、同法の技術基準、同法の規制外の製品については、Sマーク認証機関が定める又は認めるJIS等の基準の適合性を検査している。 電気製品認証協議会（SCEA）が、第三者認証制度の公平な運営及び普及等についてSマーク認証機関に提言を行っている。
	〈STマーク〉 	14歳以下の子ども向けの玩具（対象外商品あり）	一般社団法人日本玩具協会が制定した玩具安全基準（ST基準）に適合した製品であることを示すマーク。 第三者検査機関によるST基準適合検査に合格した製品に表示される。また、STマーク付玩具には対象年齢が記載されている。 STマーク付玩具の欠陥が原因の事故に備え、事業者への賠償補償が付けられている。
その他	〈キッズデザインマーク〉 	限定なし	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が主催する「キッズデザイン賞」を受賞した作品に使用が認められるマーク。

第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

リコール情報を一元的に集約し、公開

- ・ 消費者庁「リコール情報サイト」は、各府省庁や地方の行政機関が公表したリコール情報や事業者の自主的なリコールの情報のうち、消費者に有用なものを一元的に集約し公開。
- ・ 「リコール情報サイト」を活用し、実際に製品を回収する取組も行われている。

例 〔幼児向けリコール製品回収事業(消費者行政充実ネットちば)〕

幼児と保護者が集まる場所に、案内板とリコール製品一覧表を設置。

家庭内にリコール製品があるかを問うアンケート調査を実施し、リコール手続への行動につながる例も。

(2017年度 経済産業省 製品安全対策優良企業表彰 特別賞受賞)

図表I-2-4-10 消費者庁「リコール情報サイト」

商品名	子ども用品 ★特集★
連絡先	
対応方法	下記の商品をお持ちの場合、各リコール情報の詳細をご覧ください。対象となるかならないかご確認ください。対象となっている商品であれば、お問い合わせは、その使用を直ちにやめ、各リコール情報に記載してある事業者連絡先にご連絡し、必要な対応を取るようにしてください。
対応開始日	2018/04/26
対象の特定情報	★製品別特集★玩具 http://www.recall.go.jp/result/detail.php?rci=00000018468 ★製品別特集★のりもの-1 http://www.recall.go.jp/result/detail.php?rci=00000011981 ★製品別特集★のりもの-2 http://www.recall.go.jp/result/detail.php?rci=00000011915

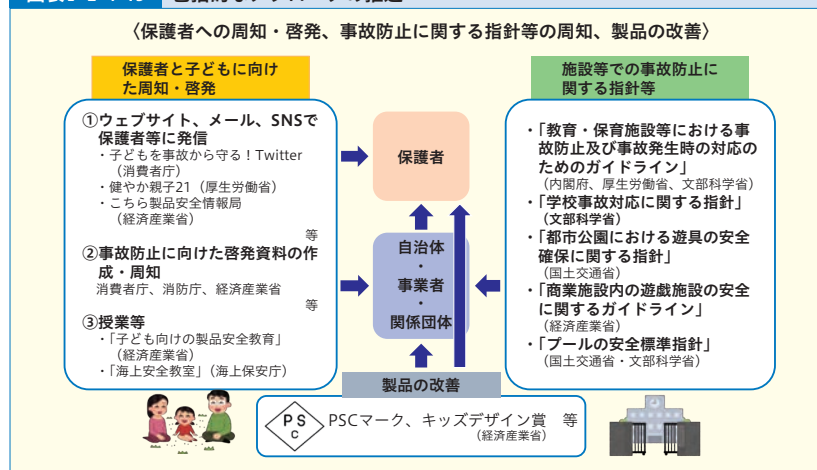
- ・ 子ども用品については、特集を組んで紹介。
- ・ 「子ども向けリコール情報」のメールサービスでは、リコール情報サイトへの新規登録情報のうち、子供向け用品と食品のアレルギー物質の表示欠落に関する情報を配信。

第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

「子どもの事故防止週間」を設け、 関係府省庁が連携して集中的に広報

- ・ 政府では、2016年度から「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、取組実施状況の共有及び関係府省庁間の連携を推進。
- ・ 特に、広報面の連携強化として、2017年度から「子どもの事故防止週間」を創設。共通テーマを掲げて、集中的に広報を実施。

図表 I-2-4-15 包括的なアプローチの推進



図表 I-2-4-17 「子どもの事故防止週間」ポスター



「子どもを事故から守る！プロジェクト」
シンボルキャラクター アブナイカモが登場するポスター

2018年5月、「水の事故」、「幼児用座席付自転車の事故」をテーマに、関係府省庁が連携し、集中的に広報活動を実施。

第1部第2章第4節 子どもの事故防止に向けた取組

消費者庁による積極的な情報発信

- ・ 消費者事故の防止のための注意喚起やリコール情報は、報道発表や消費者庁ウェブサイトへ掲載のほか、消費者庁公式Twitter、Facebookでも連動して発信。
- ・ 2017年4月から、「消費者庁 子どもを事故から守る！ Twitter」を開始。注意喚起等の内容に応じて首相官邸LINEも活用。
- ・ 国際的な共同キャンペーンによる注意喚起、情報提供も実施。

図表Ⅱ-1-2-1 注意喚起と情報発信方法



図表Ⅱ-1-2-2 高い関心を集める情報の迅速な提供

消費者庁 @caa_shohishacho

【1歳未満の乳児にハチミツを与えないで！】
ハチミツを食べた乳児がボツリヌス症により死亡しました。1歳未満では、ハチミツを加熱しても本症を防ぐことはできません。なお、1歳以上の幼児がハチミツを食べても本症は発生しません。
→caa.go.jp/kodomo/mail/pa...

消費者庁 子どもを事故から守る！ @caa_kodomo

0歳児がベッドとベッドガードに挟まれ窒息する事故が発生。頭や顔がベッドと壁の間に挟まれ窒息する事故も起きています。事故防止のため、できるだけベビーベッドに寝かせ、ベッドガードの使用は生後18ヶ月からにしましょう。#アプナイカモ
caa.go.jp/policies/polic...

図表Ⅱ-1-6-10 家具転倒防止のための注意喚起

家具やテレビの転倒に気を付けましょう！
一下敷きになった子どもが死亡する事故もー
(2017年11月10日 公表)
OECDグローバル共同啓発キャンペーンの一環として実施。
出典：米国消費者製品安全委員会 (CPSC)

子どもの事故を防ぐために、各主体に求められること

【国や地方の行政機関】

- ・ 法令等による規制や事業者への措置等
- ・ 事故に関する情報収集・原因究明の充実・強化
- ・ 子育てに関わる人にタイムリーな情報提供
 - ◆ 情報技術を活用し、子どもの月齢・年齢に応じた情報提供
 - ◆ 母親だけでなく父親・祖父母・地域の人に対する啓発

【事業者・事業者団体】

- ・ 安全の確保に向けた、事業者団体・事業者による自主基準の作成
- ・ より安全な商品・サービスの開発・提供

*日本経済団体連合会「企業行動憲章」第一原則

「イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会課題の解決を図る」

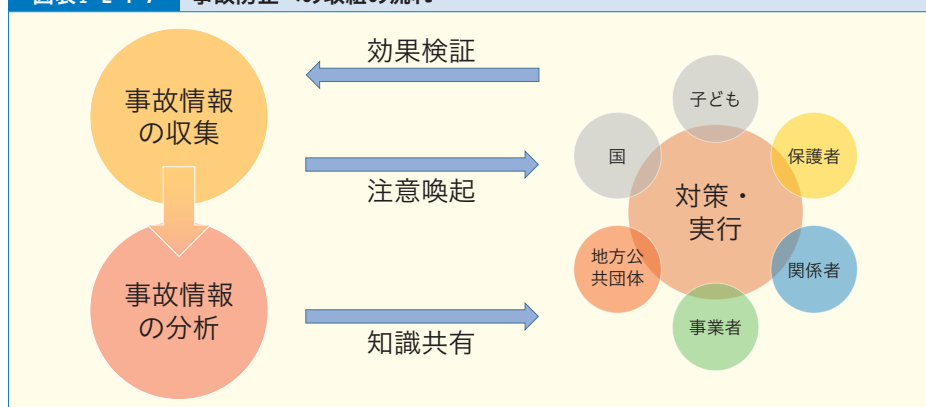
【子どもの周りにいる大人】

- ・ 子どもの事故防止に向けて正しい知識を知り、行動する。
 - ◆ 年齢・月齢等によって起きる可能性のある事故
 - ◆ 事故の予防に向けた適切な行動
 - ◆ 事故が起きた後の応急手当や相談方法 等

【幅広い連携】

- ・ 事故防止に向けては、地域ぐるみの取組等、幅広い関係者の連携が必要。
- ・ 医療関係者や専門家、民間団体等の協力を得ることも期待される。

図表 I-2-1-7 事故防止への取組の流れ



地域や社会における事故防止に向けた包括的な取組

◆地域全体で安全な街づくりに取り組む＜京都府亀岡市＞

- ・ 安全な地域づくり・学校づくりに関する国際的な認証「セーフコミュニティ(SC)」・「セーフスクール(ISS)」を取得。
- ・ 市内の9保育所が地域(市、自治会、近隣住民等)と連携し、保育園児の安全に取り組んでいる。
- ・ 市独自の電子登録システム「乳幼児外傷予防システム」に、看護師等が園児のけがの状況を入力することにより、保育士等がけがの傾向を容易に把握できる。
- ・ 通園路等の「環境整備」、保護者や園児に対する「安全安心教育」等のプログラムを実施。
- ・ これらの取組により、園児の転倒によるけがが減少傾向。子ども自身の安全意識の向上といった成果も。

【図表】亀岡市の取組

砂があると滑るのでほうきで
掃除をしています



◆検証から対策の実施まで包括的に取り組む＜東京都商品等安全対策協議会＞

- ・ 消費者、事業者、学識経験者等が毎年度、テーマに選定した商品やサービスの安全性について検討し、提言や消費者への注意喚起等を取りまとめ。
- ・ 子どもの事故に関する最近のテーマは、「ベランダからの転落防止のための手すり」(2017年度)、「歯ブラシ」(2016年度)、「ボタン電池等」(2015年度)。
- ・ 例えば、ボタン電池等については、提言後、事業者団体による自主ガイドラインの制定や、誤飲防止パッケージの導入、JIS規格の改正等が行われている。

【図表】誤飲防止パッケージ導入のポスター

